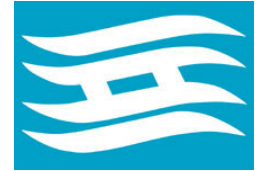


兵庫県公報

令和4年6月21日 火曜日 第321号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 保安林の指定（治山課）	1
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	2
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（同）	3
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 河川区域の変更により生じた廃川敷地等（河川整備課）	4
○ 建築基準法に基づく構造計算適合性判定機関の指定の更新（建築指導課）	5
公 告	
○ 個人情報の保護に関する条例の運用状況（法務文書課）	6
○ 情報公開条例の運用状況（同）	8
○ 随意契約の相手方等の公示（デジタル改革課）	9
○ 入札公告（税務課）	9
○ 随意契約の相手方等の公示（災害対策課）	11
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	12
選挙管理委員会告示	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	13
正 誤	
○ 令和3年9月7日付け兵庫県公報号外中	14

告 示

兵庫県告示第760号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
令和4年6月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 保安林予定森林の所在場所
宍粟市千種町七野字山根23の4から23の6まで
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
字山根23の6（次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第761号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和4年6月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
株式会社神戸製鋼所高砂製作所
高砂市荒井町新浜2丁目3番1号
所長 橋本康宏
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
株式会社神戸製鋼所高砂製作所
高砂市荒井町新浜2丁目3番1号
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	71号の2イ 洗浄施設	
能	力	340L/分	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後6箇月	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		9時～22時 7時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	10～11	10～11
	化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	10	300
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	30	1,000
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	15	30
	リン 含 有 量 (単位 mg/L)	0.3	15
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		0	1.0

備考 汚水等は外部委託処理するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和4年6月21日から同年7月12日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び高砂市生活環境部環境経済室環境政策課

~~~~~

**兵庫県告示第762号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和4年6月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定する区域  
高砂市梅井六丁目828番1の一部
- 2 特定有害物質の名称  
ジクロロメタン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 3 1の土地は、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第5項第12号に該当する。

~~~~~

兵庫県告示第763号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省近畿地方整備局神戸港湾事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年6月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間
令和3年11月29日から令和4年3月25日まで
- 3 作業地域
姫路市網干区網干浜及び広畑区富士町地内

~~~~~

**兵庫県告示第764号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年6月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（2級水準測量及び3級水準測量）
- 2 作業期間  
令和3年10月1日から令和4年2月25日まで
- 3 作業地域  
加古川流域（神戸市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、丹波市、加東市、多可町、稲美町及び播磨町の各一部）及び揖保川流域（姫路市、たつの市、宍粟市、神河町及び太子町の各一部）

~~~~~

兵庫県告示第765号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年6月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和4年1月31日から同年3月25日まで

- 3 作業地域
西宮市今津水波町地内



兵庫県告示第766号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年6月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点の復旧測量（再設））
- 2 作業期間
令和4年2月14日から同年3月31日まで
- 3 作業地域
西宮市深津町地内



兵庫県告示第767号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、明石市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年6月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（航空写真撮影）
- 2 作業期間
令和3年8月30日から令和4年3月20日まで
- 3 作業地域
明石市全域



兵庫県告示第768号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、三木市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年6月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、3級水準測量、路線測量及び現地測量（地図情報レベル250及び500））
- 2 作業期間
令和3年9月8日から令和4年2月28日まで
- 3 作業地域
三木市跡部、加佐、平田及び大村地内



兵庫県告示第769号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、兵庫県土木部河川整備課及び北播磨県民局加東土木事務所に備え置いて、令和4年6月21日から2週間縦覧に供する。

令和4年6月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 河川の名称
一級河川加古川水系桜谷川

2 廃川敷地等が生じた年月日

令和4年6月21日

3 廃川敷地等の位置

- (1) 小野市檉山町字水谷口496番3
- (2) 同 市同 町字水谷口505番2
- (3) 同 市同 町字水谷口505番3
- (4) 同 市同 町字水谷口509番3
- (5) 同 市同 町字水谷口516番3
- (6) 同 市同 町字水谷口521番1
- (7) 同 市同 町字水谷口522番3
- (8) 同 市同 町字水谷口527番8
- (9) 同 市同 町字水谷口537番5
- (10) 同 市同 町字水谷口946番6
- (11) 同 市同 町字水谷口945番8

4 廃川敷地等の種類及び数量

- (1) 種類 土地
数量 159.39平方メートル
- (2) 種類 土地
数量 162.68平方メートル
- (3) 種類 土地
数量 56.05平方メートル
- (4) 種類 土地
数量 167.40平方メートル
- (5) 種類 土地
数量 45.48平方メートル
- (6) 種類 土地
数量 49.18平方メートル
- (7) 種類 土地
数量 186.32平方メートル
- (8) 種類 土地
数量 717.93平方メートル
- (9) 種類 土地
数量 60.21平方メートル
- (10) 種類 土地
数量 449.59平方メートル
- (11) 種類 土地
数量 179.36平方メートル



兵庫県告示第770号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、構造計算適合性判定を行わせることができる機関として、次のとおり指定を更新した。

令和4年6月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	住所	事務所の名称及び所在地	指定の期間
公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター	神戸市中央区小野柄通7丁目1番1号	公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター構造計算適合性判定センター 神戸市中央区小野柄通7丁目1番1号	令和4年6月20日から5年間

公 告

個人情報の保護に関する条例の運用状況

個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）第65条の規定により、令和3年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和4年6月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 実施機関が取り扱う個人情報の保護

(1) 個人情報取扱事務の登録状況

(件)

実施機関名	件数	実施機関名	件数
知事	1,479	収用委員会	5
議会	20	瀬戸内海海区漁業調整委員会	6
教育委員会	159	但馬海区漁業調整委員会	6
選挙管理委員会	14	内水面漁場管理委員会	6
人事委員会	11	公営企業管理者	26
監査委員	7	病院事業管理者	20
公安委員会	7	兵庫県立大学	31
警察本部長	205	合計	2,009
労働委員会	7		

(2) 個人情報の開示請求及び審査請求の状況

(件)

区分 実施機関名	書面による個人情報の開示請求					審査請求							
	件数	処理状況				件数	処理状況						
		開示	部分開示	不開示	取下げ		認容	一部認容	棄却	却下	審理中	取下げ	
知事	266	180	50	30	6	3	0	0	0	0	3	0	
議会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
教育委員会	22	20	2	0	0	1	0	0	0	0	1	0	
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
人事委員会	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公安委員会	40	0	36	4	0	0	0	0	0	0	0	0	
警察本部長	792	98	679	11	4	2	0	0	0	0	2	0	
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
瀬戸内海海区 漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
但馬海区漁業 調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
内水面漁場 管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公営企業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
病院事業管理者	3,955	3,889	60	6	0	0	0	0	0	0	0	0	
兵庫県立大学	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
合計	5,081	4,192	827	51	11	6	0	0	0	0	6	0	

(3) 口頭による個人情報の開示請求の状況

41試験 11,316件

(4) 個人情報の訂正請求の状況

1件（不訂正決定1件）

(5) 個人情報の利用停止請求の状況

該当なし

2 事業者が取り扱う個人情報の保護

(1) 指導又は助言の方法

該当なし

(2) 説明又は資料提出の要求の状況

該当なし

(3) 勧告又は公表の状況

該当なし

(4) 苦情相談の状況

4件

情報公開条例の運用状況

情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第36条の規定により、令和3年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和4年6月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 公文書公開及び審査請求の状況

(件)

区分 実施機関名	公文書の公開					審査請求						
	件数	処理状況				件数	処理状況					
		公開	部分公開	非公開	取下げ		認容	一部認容	棄却	却下	審理中	取下げ
知事	2,067	1,018	483	236	330	10	0	0	0	0	8	2
教育委員会	148	85	21	35	7	2	0	0	0	0	2	0
選挙管理委員会	26	2	17	2	5	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会	139	63	74	2	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安委員会	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長	341	35	242	48	16	1	0	0	1	0	0	0
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
瀬戸内海海区 漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
但馬海区漁業 調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場 管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者	24	4	1	2	17	0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	31	8	14	5	4	1	0	0	0	0	0	1
兵庫県立大学	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県 住宅供給公社	80	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県道路公社	11	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県 土地開発公社	25	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	2,895	1,333	852	330	380	14	0	0	1	0	10	3

2 情報提供の状況

(件)

提供場所	提供件数
県民情報センター	1,139
地域県民情報センター	5,400
合計	6,539



随意契約の相手方等の公示

WT Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方について、次のとおり公示する。

令和4年6月21日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 随意契約に係る役務の名称及び数量
兵庫県行政手続オンライン化基盤システム等の運用管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県企画部デジタル改革課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年5月24日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
株式会社インターネットイニシアティブ 東京都千代田区富士見二丁目10番2
- 5 随意契約に係る契約金額
49,280,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 入札公告をした日
令和4年4月12日
- 8 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号による



入札公告

WT Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和4年6月21日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務の名称
県税徴収金収納事務
 - (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 契約期間
令和5年1月1日（日）から令和8年1月31日（土）まで
 - (4) 入札方法
上記(1)の業務について、入札に付する。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者か免税事業者であるかを問わず、見積もつ

た契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該業務の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 政令第158条第1項各号若しくは第158条の2第1項各号に掲げる普通地方公共団体の歳入又は電気料金、ガス料金、水道料金、電信電話料金その他これらに類する料金の収納の事務を受託した実績を有していること（地方自治法施行令第158条の2第1項及び財務規則（昭和39年規則第31号）第49条の2第2項）。

3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県財務部税務課 担当 坂田
電話 (078) 341-7711 内線5824

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
令和4年6月21日（火）から同年7月7日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後4時まで（午後0時から午後1時までを除く。）

- (3) 入札・開札の日時及び場所
令和4年8月2日（火）午後2時 兵庫県庁 2号館11階 総務部・財務部会議室

- (4) 入札書の提出期限
上記(3)の入札・開札の日時に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和4年7月29日（金）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上の額の入札保証金を令和4年7月29日（金）午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
- (4) 入札者に求められる義務
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に前記2(5)の事実が確認できる書類を添付して、令和4年7月7日（木）午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。
イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件
ア 入札書が、所定の場所に所定の日時までに到着していること。
イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和4年8月10日（水）までであること。

- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び必要事項があり、入札内容が分明であること。
- キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札金額は、基本料金（3年間分。消費税及び地方消費税相当額を除く。）と予定件数に1件当たりの単価を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を合計した額を記載すること。
- ケ 入札書に記載された金額が訂正されていないこと。
- コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した役務を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Saito Motohiko, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature of the service to be required:

Prefecture tax collection money receipt clerical work consignment

(3) Contract period: January 1, 2023 – January 31, 2026

(4) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 July 7, 2022

(5) Deadline for tender:

14:00 August 2, 2022 by direct delivery

17:00 July 29, 2022 by mail

(6) Person to contact concerning the notice :

Ms. Sakata, Tax Division, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 5824

~~~~~  
**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和4年6月21日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量

兵庫県フェニックス防災システム運営業務

2 契約に関する事務を担当する部局又はかいの名称及び所在地

兵庫県危機管理部災害対策課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和4年4月1日

4 随意契約の相手方の名称及び住所

日本電気株式会社神戸支社 神戸市中央区東町126番地

5 随意契約に係る契約金額

52,677,240円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

政府調達に関する協定第13条第1項(C)(i)による。



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和4年6月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アグロガーデン飾西店

所在地 姫路市飾西字三反長 258 番地 2 ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

|             |                  |        |
|-------------|------------------|--------|
| 名称          | 住所               | 代表者の氏名 |
| 芙蓉総合リース株式会社 | 東京都千代田区麹町五丁目1番地1 | 織田寛明   |

3 変更事項

大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

|             |                  |        |
|-------------|------------------|--------|
| 名称          | 住所               | 代表者の氏名 |
| 芙蓉総合リース株式会社 | 東京都千代田区麹町五丁目1番地1 | 辻田泰徳   |

(2) 変更後

|             |                  |        |
|-------------|------------------|--------|
| 名称          | 住所               | 代表者の氏名 |
| 芙蓉総合リース株式会社 | 東京都千代田区麹町五丁目1番地1 | 織田寛明   |

4 変更年月日

令和4年4月1日

5 届出年月日

令和4年6月3日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和4年6月21日から4箇月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和4年10月21日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第31号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定するとともに、既に指定した施設に関し指定の取消しをしたので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年6月21日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 石堂 則 本

1 病院及び介護老人保健施設の表姫路市の項中

「

|                      |               |
|----------------------|---------------|
| 医療法人社団 綱島会 厚生病院介護医療院 | 同 市御立西4丁目1-25 |
|----------------------|---------------|

」

を

「

|                      |               |
|----------------------|---------------|
| 医療法人社団 綱島会 厚生病院介護医療院 | 同 市御立西4丁目1-25 |
| 兵庫県立はりま姫路総合医療センター    | 同 市神屋町3丁目264  |

」

に改め、

「

|                 |               |
|-----------------|---------------|
| 姫路赤十字病院         | 同 市下手野1丁目12-1 |
| 社会医療法人 製鉄記念広畑病院 | 同 市広畑区夢前町3丁目1 |

」

を

「

|         |               |
|---------|---------------|
| 姫路赤十字病院 | 同 市下手野1丁目12-1 |
|---------|---------------|

」

に改め、

「

|                |              |
|----------------|--------------|
| 國富胃腸病院         | 同 市青山3丁目33-1 |
| 兵庫県立姫路循環器病センター | 同 市西庄甲520    |

」

を

「

|        |              |
|--------|--------------|
| 國富胃腸病院 | 同 市青山3丁目33-1 |
|--------|--------------|

」

に改め、同表南あわじ市の項中

「

|                |              |
|----------------|--------------|
| 平成病院           | 同 市八木養宜中 173 |
| 介護老人保健施設 平成クラブ | 同 市八木養宜中 173 |

」

を

「

|      |              |
|------|--------------|
| 平成病院 | 同 市八木養宜中 173 |
|------|--------------|

」

に改める。

2 老人ホームの表明石市の項中

「

|                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| J A兵庫南 ふぁーみんの里 明石 | 同 市二見町東二見 251-1 |
|-------------------|-----------------|

」

を

「

|                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| J A兵庫南 ふぁーみんの里 明石 | 同 市二見町東二見 251-1    |
| チャーム明石大久保駅前       | 同 市大久保町ゆりのき通1丁目4-1 |

」

に改める。

正 誤

○令和3年9月7日付け（兵庫県公報 号外）

令和3年兵庫県規則第44号（兵庫県立兵庫津ミュージアム管理規則）中

| (ページ) | (行) | (誤)     | (正)     |
|-------|-----|---------|---------|
| 5     | 9   | 電話( ) — | 電話( ) — |
| 6     | 9   | 電話( ) — | 電話( ) — |
| 7     | 9   | 電話( ) — | 電話( ) — |
| 8     | 9   | 電話( ) — | 電話( ) — |
| 9     | 9   | 電話( ) — | 電話( ) — |
| 10    | 9   | 電話( ) — | 電話( ) — |